

選挙後に大切な視点=施策の現実化

私企業（営利追求組織）とNPO（非営利組織）との選択

二段ベットの夜間宿所から、生活保護の活用で豊かへ

「09総選挙 生活保障 重層的に支える制度へ」、その担い手は？

朝日新聞社説（8月24日）拾い読み

09選挙では、『社会保障のほころびの是正、セーフティーネット（安全網）の再構築が大きな争点になっている。』と、8月24日朝日新聞の社説は書き起こしています。

各党の主張は、「社会保障の見直しが必要」で一貫しているようですから、30日の選挙結果により、政権交代が実現するかどうかにかかわらず、選挙後に、「社会保障の見直し」が進められることは確かなことのようにです。

『従来の年金、医療、介護を中心とした社会保障の枠組みを超えて、雇用や教育にもまたがる広い分野で提案が出ており、『これらを有機的に結びつけ、重層的な取り組みで暮らしの安心を実現する。』「暮らし保障」または「生活保障」と呼ぶ新しい包括的な政策体系づくりを勧めるべき時だ。』と朝日社説は指摘しています。

社説では引き続き、雇用・教育・住宅などの分野で望まれる施策に触れ、生活保護について次のように指摘しています。

『安全網の象徴である生活保護にしても、今は、受給世帯の半分近くをお年寄りが占めていて、ワーキングプアと呼ばれ

るような現役世代の自立支援に役立っていないと言われている。』

釜ヶ崎夜間学校も、生活保護制度の運用が、長らく原理・原則をゆがめた形でおこなわれてきたと考えています。

ただ、昨年末の経済危機以降、大量の失業が大量の野宿に直結して、社会の不安感が増大することを防ぐために、生活保護の運用がかなり改善されました。

夜間学校は、その状況を踏まえ、経済的困窮の状態に甘んじることなく、次の生活を目指しての生活保護制度の積極的な活用を呼びかけているのです。

朝日社説は、もつと手前での施策が必要としています。

『貧困生活に陥ってからでは遅い。その手前で、もつと広く制度を利用しやすくするとともに、専門の相談員によるきめ細かな生活支援を組み込んで自立をサポートすべきだ。』

そのためには『住民に身近な自治体を中心になって、地域の実情やニーズにあったサービスを提供できるようにするのが望ましい。』

『こうしたサービスの担い手は、国や自治体とは限らない。

民間のNPO(非営利組織)などの担い手を増やしていくことも課題になるだろう。』

30日の選挙結果如何に関わらず、「社会保障の見直し」は不可避であり、現場の担い手としてNPO(非営利組織)が期待されている、ということになります。

『今の社会保障のほころびを繕うだけでなく、時代に合った形に組み替えながら、みんなで支え合う連帯社会をどう作り上げていくか。』と、朝日社説は生活保障の未来図について、とことん語る責任がある。』と、朝日社説は結んでいます。『みんなで支え合う連帯社会をどう作り上げていくか。』は、各政党だけでなく、これを読むそれぞれの人に問いかけられていることであるように思えます。

第一に、「みんなで支え合う連帯社会」を実現するには、「支える側」の、それに要する費用の分担もさりながら、「支えられる立場」に置かれていく人々の、積極的な制度活用の姿勢が必要です。

一時的にであれ、「支えられる立場」にある人が社会を信頼して、制度活用しなければ、連帯社会は実現しません。

第二に、新しい考え方に馴染むことも必要です。

営利企業(株主や個人に利益を配分することを目的として事業を行う事業体)とNPO法人(利益配分を目的とせず、社会的な福祉充実に貢献することを目的とする事業体)の違いをよく理解し、営利企業の発展でなく、NPO(非営利組織)分野の拡大に予算を付けるよう行政に求めていく必要があるように思えます。

「定額給付金の取扱い」のおしらせ。 西成労働福祉センター・労働福祉係が配布中のビラ紹介。

定額給付金の申請をされていない方にお知らせをします。(定額給付金の申請期限は、大阪市は11月2日です。また、大阪市以外の市町村については、もう少し早いと思われる。)

西成労働福祉センターでは、定額給付金申請の相談および保管については、9月30日(水)までとします。

また、9月30日(水)以前に、西成労働福祉センターに届いている定額給付金申請書については、すべて大阪市および各市町村へ返送をいたします。

10月1日(木)以降は、定額給付金の申請書を預かることができませんのでご注意ください。

10月1日(木)以降の「定額給付金の申請」については、西成区役所で相談をおこなってください。

西成区以外の方は、各区役所および各市町村へ相談をおこなってください。

生活保護は、無差別平等、困窮の事実に基づいて、誰でも活用することが出来ます。

65歳以上でなければ、あるいは病気でないから受けられない、というのはウソです。

大阪市立更生相談所(市更相)は、阪堺線の東側、公衆便所横のガードを東に抜けて、交差点を渡ったところにある建物です。「手引き書—生活保護は怖くない」(無料配布中)

不動産屋さん紹介(気軽に相談を。しかし、真剣に)

※ 双葉商事さん(電話06-6561-4392)

鶴見橋商店街の奥(西の端)。敷金不要の今すぐ入れる物件もあります。勿論、風呂付き敷金要の物件も。とりあえず電話で時間を決めて、その後の段取りを決めましょう。

※ フラップさん(電話06-6658-8888)

26号線花園交差点、イズミヤの南6~7メートル。西成区以外の物件もあります。

必ず、実物(部屋)を2~3見て比較、周囲の環境を考えて、得心して決めましょう。